

- 今回からインターネットなどを利用した選挙運動が解禁されます。
- 未成年者（年齢満20歳未満の方）は、選挙運動をすることができません。

# 投票しよう！

参議院議員通常選挙が行われます

問い合わせ  
選挙管理委員会事務局  
(☎85) 9 1 4 3

第183回通常国会の会期延長により投票日が7月21日(日)から変更になった場合は、投票できる方の要件や期日前投票の期間も変更になりますので、ご了承願います。

## ◎公示日

**7月4日(木)**

## ◎選挙期日(投票日)

**7月21日(日)**

投票時間 **7時～20時**

- ※第11投票所（カルルス婦人研修の家）は7時～17時。
- ※第12投票所（札内高原館）は7時～18時。

## ◎投票できる方

選挙期日（投票日）当日、満20歳以上（平成5年7月22日までに生まれた方）の日本国民で、選挙人名簿に登録されている方

※公民権の停止など一定の理由で選挙権を有しない方は投票できません。

他の市町村から 転入してきた方	◎登別市で投票できる方 平成25年4月3日までに転入の届け出を済ませ、引き続き3カ月以上住所を有している方
	◎登別市で投票できない方 平成25年4月4日以降に転入の届け出をした方 ※前住所地の市町村で投票となりますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
市内で住所が変わった方	市内で住所が変わり、平成25年6月20日までに転居の届け出を済ませた方は、新しい住所地の投票所で投票してください。 なお、6月21日以降に転居の届け出をした方は、前住所地の投票所で投票してください。

## ◎期日前投票

仕事などで選挙期日（投票日）に投票所へ行けない方は、次の場所で選挙期日の前日まで投票することができます。

投票所	場所	期間	時間
中央期日前投票所	登別市役所 第二庁舎1階	7月5日(金)～ 20日(土)	8時30分～20時
鷺別期日前投票所	鷺別公民館	7月18日(木)～ 20日(土)	8時30分～19時

### 投票所入場券を忘れずに

- ※紛失などにより持参できない方も投票することができます。
- ※入場券の裏面に宣誓書が印刷されていますので、期日前投票に来られる方は事前に記載してお越してください。

## ◎不在者投票

一時的に他市町村に滞在している方や病院・老人ホームなどに入院・入所している方、選挙期日に20歳に達する方が選挙期日（投票日）前に投票する場合は、不在者投票になります。

## ◎郵便などによる不在者投票制度

身体に重度の障がいがある方や介護保険法上の要介護5の方で、投票日に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票できる制度です。

# 市職員出前フリートークを

## ご利用ください

市職員が皆さんのもとへ伺い、市の仕事や制度を分かりやすく紹介します。  
また、まちづくりや、身近な課題などについて懇談することもできますので、お気軽にご利用ください。

### 市職員出前フリートーク



### 申し込みから実施までの流れ



町内会の勉強会などで利用したいのですが、どのようなテーマがよいか困っています。

A

テーマは自由ですが、お困りのときは『おすすめメニュー』もありますので、活用ください。



申し込み期間がありますか。

A

申し込み期間は設定していません。随時受け付けています。



利用回数に制限はありますか。

A

特に制限は設けていません。何度でもご利用できます。

◎テーマの選定 テーマは自由です

◎実施日 希望する日時に開催します

※都合により開催できない場合があります。

◎会場の手配 会場の手配や運営は、申し込みされた方にお願ひしています

◎対象 5〜20人程度のグループ

◎申込方法 テーマや日時、場所、人数などを企画調整グループにお知らせください。

◎申し込み後 担当グループと内容などの打ち合わせをしていただきます。

## おすすめメニュー一覧

タイトル	内容
備えは大丈夫ですか？ 『防災』	風水害や地震、津波などの対策や避難するときの心構え、自主防災組織、備えておきたい非常持ち出し品、『防災マップ』、『津波浸水予測図』、『津波避難ビル』など市の取り組み状況についてお話しします。
あなたもわたしも自分らしく 『男女共同参画』	男女共同参画の理念や必要性などを紙芝居などを利用してわかりやすくお話しします。
あなたはだまされない 『悪質商法』	悪質商法や振り込み詐欺について、クイズやビデオ上映、最近の事例を織り交ぜながらわかりやすくお話しします。
知らなきゃ損する 『生活習慣病と特定健診』	『生活習慣病の予防』、『特定健診の受け方』、食事量とバランスが簡単にわかる『手ばかり栄養法』について紹介します。
健康で元気な生活を続けよう 『かるやか体操』	足腰強化の体操、脳活性化・認知症予防の指体操、曲に合わせて楽しく体を動かすリズム体操などを紹介します。
学芸員による 『縄文出前講座』	縄文時代の生活や精神文化について、市内の縄文遺跡から発掘された土器や石器を用いて考古学専門学芸員がお話しします。
くずし字を読む 『古文書解読のススメ』	日本史の専門家である学芸員が古文書の読み方や面白さについてお話しします。

申し込み 企画調整グループ (☎05 6 5 8 6)

# 平成25年度浄化槽設置希望者を募集します

申し込み・問い合わせ  
下水道グループ  
(☎059052)

公共下水道区域外の地域を対象に浄化槽整備事業（個別排水処理施設整備事業）を行っています。

## 浄化槽とは

浄化槽は、生活排水を各家庭で処理できる個人下水道です。槽内では、微生物が有機物（汚物）を食べて分解してくれます。宅地内の乗用車1台分のスペースで浄化槽が設置でき（工事は約10日間）、衛生的で快適な水洗トイレにすることができま。しかも、各家庭の生活排水をしっかりと処理してくれるので、身近な生活環境の改善や保全に大いに役立ちます。

## 事業の内容

浄化槽の設置を希望する方の申請により、市が浄化槽を設置し維持管理（保守点検や清掃など）します。

## 工事

▼市の工事 浄化槽の設置工事

▼個人の工事 水洗トイレの改造工事や生活排水を浄化槽まで流すための工事（これらの工事は融資あつせん制度の対象になります）

## 申し込み

募集は通年行っていますが、年度ごとの設置基数に限りがありますので、申し込み、相談はお早めをお願いします。

## 対象となる区域

▼全地域 カルルス町・上登別町・登別温泉町・札内町・富浦町・来馬町・鉾山町・川上町

▼一部の地域 中登別町・登別東町・登別港町・新栄町・幸町・千歳町・常盤町・柏木町・片倉町・青葉町・緑町・若山町・富岸町・鷺別町・上鷺別町

## 対象となる建物

専用住宅・店舗併用住宅・共同住宅・事務所  
※別荘を除きます。

## 設置した方の負担

市が施工した浄化槽の設置工費の1割を分担金として負担していただきます。分担金は5年に分割し、年4回に分けて納めていただきます。トイレの水洗化、生活排水を浄化槽に流し込む排水設備工事は個人負担となります。

また、使った水の量に応じた下水道料金相当額を使用料として、2力月に1度納めていただきます。浄化槽に空気を送るブロワなどの電気代は使用者の負担となります。



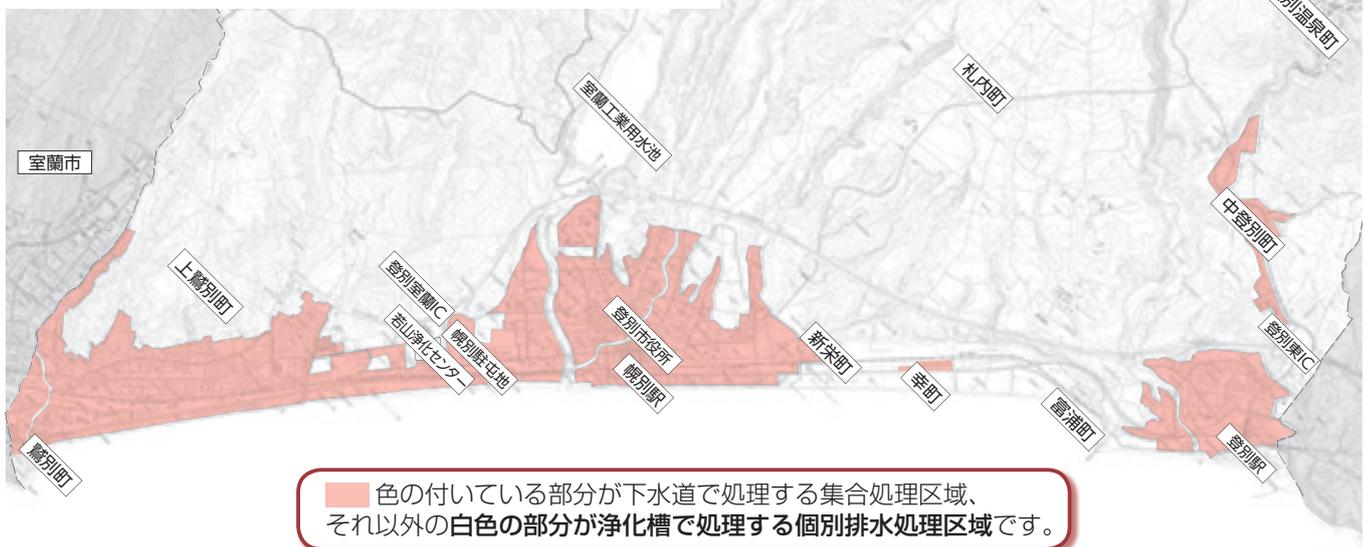
※市ホームページ

『個別排水処理施設整備事業のご案内』もご覧ください。

登別市 下水道

検索

## 個別排水処理区域



# 後期高齢者医療制度のお知らせ

平成25年度の保険料のお支払いと  
保険証（被保険者証）の一斉更新について

問い合わせ  
年金・長寿医療グループ (☎011-2137)  
北海道後期高齢者医療広域連合  
(☎011-290-5601)

## ◎ 7月に保険料を個別にお知らせします

保険料の計算方法（年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します）

均等割 【1人当たり】 4万7,709円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成24年中の所得-33万円) × 10.61%	=	保険料（年額） ≪上限額55万円≫ ※100円未満切り捨て。
----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

### ◆ 保険料の軽減

#### ① 均等割の軽減

被保険者と世帯主（被保険者でない世帯主も含む）の所得の合計で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下。	9割	4,770円
33万円	8.5割	7,156円
33万円+ (24万5,000円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません。	5割	2万3,854円
33万円+ (35万円×世帯の被保険者数)	2割	3万8,167円

#### ② 所得割の軽減

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割を5割軽減します。

#### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（※）の被扶養者だった方は、均等割が9割軽減となります。

また、所得割は掛かりません。

※『協会けんぽ』など、主にサラリーマンの方が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

### ◆ 保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、そのほか特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、年金・長寿医療グループへご相談ください。



### ◆ 保険料の支払い方法

保険料の支払いは、『年金からの支払い』と『口座振替』を選ぶことができます。

#### ・年金からの支払い

手続きの必要はありません。

#### ・口座振替での支払い

年金・長寿医療グループへご連絡ください。なお、『年金からの支払い』から『口座振替』への切り替えには、2・3カ月掛かります。

▶ **手続きに必要なもの** 本人の保険証と印鑑、支払口座の預金通帳とその届け印

※税申告のときの社会保険料控除は、保険料を支払う方に適用されます。

## 保険証と減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の有効期限は7月31日(水)です

7月中に新しい保険証と減額認定証を郵送しますので、保険証は届いた日から、減額認定証は8月1日(木)から新しいものをご使用ください。

※新しい保険証はピンク色、減額認定証は水色です。

※今回より保険証の有効期限が2年間から1年間となり、今後毎年更新します。



保険証



減額認定証

### ▶ 減額認定証の交付対象となる方

- ・世帯全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）、または老齢福祉年金を受給している方（区分Ⅰ）
- ・世帯全員が住民税非課税の方（区分Ⅱ）

## 医療費通知の発行を希望する方へ

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、希望する方に医療費通知を送付しています。

新たに発行を希望する方は、北海道後期高齢者医療広域連合または年金・長寿医療グループへご連絡ください（電話連絡のみで手続きできます）。

なお、次回の発行は、9月（1月～6月の医療費を対象）に行います。

※すでに発行希望の連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度連絡の必要はありません。

※通知を受け取ったことにより、申請などの手続きをする必要はありません。

※医療費通知を確定申告などの『医療費控除』の領収書の代わりとすることはできません。